

總 行 市 第 1 9 号
平成 30 年 4 月 25 日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)
各指定都市財政局長 殿
(合併特例債担当課扱い)

総務省自治行政局市町村課長
(公 印 省 略)

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律
の一部を改正する法律の施行について（通知）

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を
改正する法律（平成 30 年法律第 19 号。以下「改正法」という。）は、平成 30
年 4 月 25 日に公布（同日施行）されました。

市町村合併特例事業は市町村建設計画に基づく事業であるとされているこ
とから、その計画期間等について、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭
和 40 年法律第 6 号）第 5 条に規定する手続により、市町村建設計画を変更
する必要が生じることがあります。

貴職におかれでは、関係手続等施行が円滑に行われるよう格別の配慮をさ
れるとともに、合併特例債の活用にあたっては、法に定められた発行可能期
間に事業が効果的かつ着実に実施され、完了するよう適切に御対応いただき、各都道府県総務部長におかれでは、貴都道府県内の指定都市を除く市町
村に対してもこの旨周知願います。

なお、改正法には、平成 30 年 4 月 10 日の衆議院総務委員会及び 4 月 17
日の参議院総務委員会において決議が付されています（別添 1 及び別添 2 参
照）。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に
基づく技術的な助言であることを申し添えます。